

## 郡山市公正入札調査委員会設置要綱

平成14年2月7日制定  
令和7年3月28日最終改正  
[財務部契約検査課]

### (趣旨)

第1条 この要綱は、市が発注する市が発注する工事等、物品調達、業務委託及び建物等の修繕の競争入札の適正かつ円滑な執行を期し、入札談合に関する情報に対して的確な対応を行うため、郡山市公正入札調査委員会（以下「委員会」という。）を設置するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 工事等 工事並びに工事に係る測量、設計及び調査並びに工事に係る製造の請負（工事に係る土木及び建築資材の購入を含む。）をいう。
- (2) 物品調達 物品の購入、製造の請負（前号に該当するものを除く。）、修繕、売払い及び賃貸借をいう。
- (3) 業務委託 市有建築物等の維持管理に関する業務委託及び役務の提供をいう。
- (4) 建物等の修繕 建物、設備その他の構造物の修繕をいう。

### (処理事項)

第3条 委員会は、工事等、物品調達、業務委託及び建物等の修繕の契約について入札談合に関する情報があった場合には、次に掲げる事項を調査審議するものとする。

- (1) 公正取引委員会への通知、事情聴取の実施、入札の延期その他当該入札談合に関する対応
- (2) その他入札の公正な執行を妨げるおそれがある場合の対応

### (組織等)

第4条 委員会は、委員長、副委員長1人及び委員6人をもって組織する。

- 2 委員長には、郡山市副市長の事務分担等に関する規則（平成27年郡山市規則第29号）第2条に規定する財務部に属する事務を担当する副市長を、副委員長には、当該副市長以外の副市長をもって充てる。
- 3 委員には総務部長、財務部長、農商工部長、建設構想部長、都市構想部長及びDX推進監をもって充てる。
- 4 処理事項に関して特に必要があると認めるときは、臨時に委員を置くことができる。
- 5 委員長は、会務を総理する。
- 6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が、入札談合に関する情報があった場合に、必要に応じて随時会議を招集するものとする。

2 委員会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、意見を聴取することができる。

4 第1項の規定にかかわらず、会議を招集する暇がないと委員長が認めるときは、書類の回議をもって会議に代えることができるものとする。

5 委員は、職務上知り得た秘密をもらしてはならない。

(事務局)

第6条 委員会の事務局は、財務部契約検査課に置くものとする。

(委任)

第7条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成14年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。